

1. 知事の政治姿勢について

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1) 原発問題について

7月8日投開票の県知事選挙で、伊藤知事は、3期目の当選を果たされました。選挙戦は、県議会の力関係で言えば、50対1の構図でしたが、開票結果は、伊藤知事39万票、向原氏20万票でありました。

もちろん、この選挙で問われたのは、原発の再稼働ではありません。しかしながら、向原氏に寄せられた20万票は、明らかに川内原発再稼働反対の声でした。

私は、選挙事務所にずっとすわっていて、初めての経験をしました。毎日、毎日、いろいろな人が、「何か手伝わせてください。」と事務所に飛び込んできました。若い青年から、子どもを連れてお母さん、仕事を休んできたサラリーマン、主婦や現役退職者など、初対面同士が机を囲んで、ビラ折りをしたり、電話かけをしたり、大型ポスターを抱えて、交差点に一日中立って叫び続けるなど、私は、その熱気に圧倒されました。この人たちの願いは一つ、「再稼働を止めたい。」「子どもたちの未来を守りたい」ということでした。この思いの積み重ねが20万票です。

知事は、この20万票の再稼働ノーの思いをどう受け止めておられるのかお尋ねします。

今回の県知事選挙にあたって、伊藤知事は、自分は「脱原発」とであると明確に表明されました。過去に、知事が、自らの立場について「脱原発」とされたことはなく、定例記者会見で、記者から「初めての見解ではないか」という質問が出されたほどでした。

ところが、民主党が9月6日、「原発ゼロ」の方針を示したことに對して、翌日の記者会見で、「もう少し慎重に検討した方がいい」との見解を示されました。伊藤知事の選挙前の「脱原発」発言は、将来の「原発ゼロ」ではなかったのですか。選挙を念頭においての、その場限りの発言ではないと思いますが、知事の「脱原発」の中身を示していただきたい。

私は、この9月、被害の実相を調査するために、福島県飯舘村に入りました。事故前は、田んぼだったと思われるところは、深い草で覆われて草原と化し、ハウスのむき出しのパイプの中では、背丈を超える雑草が茂っていました。その向こうには、閉鎖された小学校、中学校の建物。村役場の敷地の奥は除染した土砂の仮置き場になっており、その周りでは、放射能測定器は90マイクロシーベルトを示していました。

3世代、4世代一緒に暮らしていた家族が、バラバラになる。農業ができない。我が家に帰ることができない。このように住民から故郷を丸ごと奪ったのが原発でした。地震にも津波にもやられていない飯舘村は、原発の放射能被害さえなければ、これまで通りの生活ができていたはずでした。

知事は、原発の再稼働は必要だと言われます。しかし、計画停電で脅されたこの夏も、電気は足りていました。

原発が生み出す膨大な利益を享受するのは、電力会社はもちろん、原子炉メーカー、大手ゼネコン、鉄鋼、セメントメーカー原子力技術サービス、ウラン燃料輸入商社、メガバンク、これらから広告料を受けるマスメディア、政治献金を受ける政治家です。これらの原発利益共同体にとって、原発は手放せないもの。地方のまちを、危険と隣り合わせの生活と引き換えに、交付金づけにして、原発なしには、存続が難しいまちに変えていく。これが、私たちが未来の子どもたちのために選択すべきエネルギーでしょうか。

今、考えなければならないのは、どんな電気を使うのかということです。住民を危険と不安にさらし、原発利益共同体が儲けを上げ続ける原発が発電する電気を使うのか、それとも現時点では火力発電に頼りながら、あらゆる知恵と力を働かせ、急激、爆発的に、再生可能エネルギーの開発・普及を進めて、安心・安全な電気を使うのか。知事を選択を聞かせていただきたい。

(2) 税と社会保障の一体改革について

次に、税と社会保障の一体改革についておたずねします。

知事は、「社会保障と税の一体改革」は、必要だという認識を示されていますが、私は、これらの改悪が、県民に与える影響を考えるとどうしても納得がいきません。

民主・自民・公明の3党の密室談合で押し通されたこれらの法の中身は、医療費の窓口負担増。介護保険料の引き上げと介護サービスの切り下げ。年金は削減。保育も、認定制度が持ち込まれ、短時間区分の子どもが多い保育所では収入減、保育所整備の補助金の廃止で、待機児童は減るどころか、保育所建設は困難になるなど、社会保障の削減のオンパレードです。行政にとっては、財政支出を少なく抑えると利点があっても、住民にとっては、負担増とサービスの削減が待っているのです。

そして、これらの法案と一緒に、自民党から提案されてほとんど修正なしに可決された「社会保障制度改革推進法」は、「自助、共助、公助」という言葉を使い、社会保障の基本理念を「国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互および国民相互の助け合いの仕組みを通じて…支援していくこと」としており、国の責任を放棄したものになっています。

日弁連は、この法律が、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、社会保障の向上・増進に努めなければならないと国の責任を定めた憲法25条に抵触するおそれがあるという声明を出し、医師の組織、全国保険医団体連合会は「社会保障の大原則から逸脱している」と問題点を指摘し、それぞれ法案に反対しました。

知事は、マニフェストで、「暮らし安心・かごしま」として、「生涯を通じて安心して暮らせる社会づくり」を掲げられました。まさしく、憲法25条にもとづく、生存権を守る役割を、国と共に知事として県民に対して果たしていかれることが求められていると思いますが、知事の社会保障についての認識についておたずねします。

(3) オスプレイ配備の問題について

知事は、オスプレイの配備について、「国が安全性を検証し、安全だと判断されれば、県としては受け入れざるを得ない。」と発言されていますが、森本防衛大臣は、6月の米フロリダ州での墜落事故は、「人為的なミス」であり、機体に欠陥はない、と説明しています

「人為的なミス」ならば、安全と言えるのでしょうか。防衛相が11日に公表したオスプレイ墜落事故の分析評価報告書は、事故原因について「1番機と事故機が、マニュアルを大きく上回る飛行間隔を保っていたにもかかわらず、高度差がわずかに規定を下回ったことで後方気流に巻き込まれたため」としており、これは、操縦が難しく、今後も「人為的ミス」が起こりうることを示しています。わずかなミスも許容しえないこと自体が構造的欠陥と言えます。

沖縄県の仲井真知事も、防衛大臣から説明を受けて、「納得できない」と言っています。伊藤知事も、県民の安全を守る立場で考えたときに、オスプレイの配備や県内での低空飛行訓練は容認すべきでないと考えますが、見解をお聞かせください。

(4) 女性の力が活かせる地域や職場について

知事が、今回のマニフェストで掲げられた「かごしまおごじょ委員会」の設置は、女性の知恵や感覚を評価されての提案として、歓迎するものでありますが、一方で、この県庁の中では、その女性の知恵や感覚が活かされているのだろうかという疑問を持つものです。

私は、常日頃から、県議会の議員席や答弁席、常任委員会の執行部席を見渡しながら、これらの場で圧倒的に女性の数が少ないのは、男性と女性の能力の差ではなく、力が発揮できる環境にあるのかないのかの差だと考えてきました。

男女共同参画が叫ばれて久しく、制度的には、育児休暇や看護休暇などが男女関係なく取得できるなど働く環境は整ってきましたが、実際に地域や家庭の中では、結婚、出産、育児、介護など、依然として女性の負担は重い状態です。

もっと仕事を深めたいと望んでいても、夕方、保育所や家で待っている子どもや家族のことを考えると残業ができないなど、女性は様々な機会に、仕事を取るのか、家庭を取るのかという選択を迫られています。

女性がその能力を発揮できるようにするためには、職場全体が、もっと余裕があり、必要な休みを必要な時に取れる。物事を進めるにあたって、十分に時間をかけて集団で、協議し、役割を分担して行う。残業しなくても、勤務時間内に、十分にできる仕事量であることなどの環境整備が必要だと考えます。人件費削減で、人を減らし、それぞれが山のように仕事を抱えて働く中では、女性が家庭も大事にしながら、力を発揮して働くことは、よほど、配偶者を含めた家族や地域の理解や協力がなければとてもできないと思われま

す。男性職員にとっても、家庭を顧みる余裕をもって仕事ができるということは、配偶者のその人らしい生き方を支えることにもなり、県職員が、男女共同参画を地域や家庭で進めることになるのではないですか。

そこで、知事にお尋ねします。女性の県職員の知恵や感覚を仕事に一層活かし、その持つ力を発揮するためには、どんな職場環境であればいいと思われま
すか、お考えをお聞かせください。

2. 水俣病について

次に、水俣病被害者の救済についておたずねいたします。

政府は「特措法」で、「水俣病の被害の拡大を防止できなかった」責任を認め、国の責務として、救済を受けるべき人々を「あたらしく救済」を行うとしながら、患者団体からの要請に背を向け、その申請を7月末で打ち切りました。

今年6月24日に、不知火海沿岸住民健康調査が、全国から集まったボランティアの医師・看護師等からなる実行委員会で実施されましたが、検診会場では、「水俣病となれば結婚できないなど、昔から親に言い聞かされてきたので、踏み切れなかった。」「これまで、ためらいがあってできなかった。今回も人の目が気になるので、出水ではなく、水俣の会場で受けさせてもらった。まだ、手を挙げられない人がたくさんいると思う。」などの声が寄せられています。申請者数が、最終月の7月は、2, 174人にもものぼったことは、迷っていて手を上げられない人、自分の症状が水俣病とは思っていない人など、まだまだ被害者が残っていることを示しています。

知事は、これで、国が約束した被害者の「あたらしくの救済」は完了したとお思いでしょうか。お答えください。

今回、申請をした被害者の中で、「非該当」とされた人たちから出されている「異議申し立て」について、国やそれに従う熊本県が、「患者団体との合意に基づいた特措法であり、対象外との決定は行政処分にあらず、異議申し立ては却下となる」としているのに対して、伊藤知事は、「この国の見解の妥当性について精査する」との見解を示されています。私は、伊藤知事のこの見解は、当然であると考えます。

しかし、この異議申し立てが認められたとしても、入口に入ることが認められただけで、入ったとたんに、出生年と地域による線引きによって、対象外として、公的検診も受けられないという状況になることが予想されます。

私は、これまでも、これらの線引きについて妥当性を問うてきましたが、今日は、6月に行われた住民健康調査結果のデータを示し、この線引きについての見解を伺います。

配布いたしました表とグラフをご覧ください。これは、調査結果分析の一部分ですが、対象外とされた昭和44年12月以降の出生者と対象地域居住歴のあるもの、ないものについて、58項目の自覚症状に差異はないことがはっきりしています。

これらの線引き自体が非合理的であると思われませんか。線引きの考え方について、国に見直しを要求していただきたい。いかがですか。

3. 県単医療費助成制度の現物給付について

次に、県単の医療費助成制度について、おたずねいたします。

現在、鹿児島県では、県単独で、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費に対して助成を行っていますが、これらは、償還払い方式になっており、病院の窓口で全額負担しなければなりません。先だって、県身体障害者協会連合会から、現物給付を求める要望書と賛同署名が知事と議長あてに提出されています。乳幼児医療費助成を見ると、全

国で、現物給付を取り入れていないところは、9つの道県になってしまいました。国は、現物給付にすると受診者が増えて医療費が増嵩するとして、国保会計にペナルティを科していますが、それでも、全国ではここまで現物給付が進んでいます。

この増加する医療費をどう見るのかが、問われていると思います。そこでおたずねします。受診者が増える分というのは、病院にかかりたかったけど、医療費の負担が心配でかかることができなかつた人たちが安心して必要な医療が受けられるとみるのか、窓口の負担が減つたために、必要のない人まで病院を受診することになると考えるのか、県はどう考えられるのでしょうか。

そもそも、小さな子どもを連れしたり、障害を持ちの方たちが、病院に行くことはそれ自体が大変で必要もないのに、ムダに行くことは考えられません。特に、小児医療に関しては、県小児救急電話相談もあり、病院に行く必要があるかどうかは、電話で相談したうえで、必要があるとなれば、お金の心配なく、病院にかかることができる。このようになってこそ、知事が言われる「安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める」ことができるのではないのでしょうか。

3 医療費助成制度の現物給付導入についての見解を伺います。

4. 発達障害者に対する県民理解について

次に、大人の発達障害者への支援について、お尋ねします。

現在、本県においては、障害の早期発見、早期療育が進み、発達障害においても、早くからの療育で、対人関係の改善が図られていると聞きます。

しかしながら、現在すでに、成人している発達障害者は、子ども時代はその障害についての認知が十分にされておらず、療育を受けることなく、学校や家庭、地域においても、理解されない中で、大変厳しい子ども時代を送り、現在も多くの困難を抱えて生活しています。

特に、アスペルガー症候群などの知的障害がなく、コミュニケーションが取れないという障害を持つ大人の障害者は、見た目では、全く障害があると分からないだけに、二重に苦しみを

背負っています。その困難を象徴するのが大阪地方裁判所が出された、社会の受け皿がないがゆえに、できるだけ長く刑務所に閉じ込めておこうという、人権侵害の判決です。

私は、これまで何人かのアスペルガー症候群の方と知り合いましたが、その一人の20代の女性は、金銭感覚がなく、持っているお金は全て使う。周囲との付き合いがうまくいかず、パニックを起こして、警察に通報され、拘束され、さらに暴れ、強制入院をさせられる。この繰り返しでした。彼女は、芸術的なセンスを持ち、自分の意見をはっきり言え、とても聡明な女性に見えます。だからこそ、周りは、障害があると思わずに付き合い、トラブルになるのです。

もう一人は、26歳の男性で、友達がほしいという気持ちで、いろいろな人に声をかけ、そのことでトラブルを起こし、本人も、家族も悩み苦しんでいます。身体が大きいこともあり、トラブルになると警察に通報され、パニックになります。でも、決して理由なしに暴れることはありません。彼は、呼び出しを受けた警察署で、何枚も何枚も写真を撮られ、指紋

を取られたことが、ショックで、現在、フラッシュバックが起きて、怯えてパニック状態になるそうです。

発達障害者の方たちは、まわりの声のかけかた一つで、状態が違ってきます。トラブルを起こしそうになった人を見たときに、もしかして、障害があるがゆえの言動ではないか、と思いが及ぶことができるかどうかで、声掛けが変わり、トラブルに至らずに問題が解決できるのです。

広島県では、広く市民の理解を得るためのパンフレットを作成し、様々な機会に配布をしています。また、行政や警察においては、その業務の性格上、より深い理解が必要だと思われれます。佐賀県では、発達障害者を5人の警官で取り押さえた直後に、その本人が死亡したという事件を教訓に、DVDを作成し、対応の周知を行っています。東京都では職員に対して、障害者への接遇についてのパンフレットを作成しています。

そこで、たずねします。本県における、広く県民の理解を得るための方策についてお考えをお聞かせください。

また、先ほど紹介したように、トラブルが起きた時に警察に通報されることから考えたときに、本県においても、アスペルガー症候群の方々に対する警察官の理解を促進するため、何らかの方策を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

5. いじめ問題について

出水市内の女子中学生Aさんが、2学期が始まる前日に、新幹線の線路に飛び降り、自殺しました。遺族が、娘が、孫がどうして死ななければならなかったのか、その事実を知りたいという思いを持つのは、家族としての当然の心情ではないでしょうか。

事故調査委員会及び事故調査専門委員会が開催され、報告書が出されました。その中では、Aさんの部活ノートがなくなったこと、スワブが無くなったことは事実として盛り込まれていますが、最終的には、「今回の事故の直接のきっかけとなる出来事は、確認できなかった。」と結論づけています。

しかし、遺族のもとへは、まわりにいた子どもたちから、いろいろな情報が寄せられてきました。Aさんが自殺したと分かった日、部活の複数の上級生が、過呼吸になって、保健室に来て、自分たちがなにもできなかったことを悔やんで泣きじゃくっていたこと、Aさんの楽器が壊されたり、部活のユニフォームが汚されたりしたこと、楽譜が何度も無くなっていたことなど、遺族が学校にこれらの調査を依頼しても、これらは憶測だとして、無視され続けました。遺族が、アンケートの開示を求めているのは、隠された真実を知りたいがためです。

今、必要なことは、未来ある子どもが自ら命を絶ってしまったという事実を重く受け止め、二度とこのような悲劇を繰り返さないために、原因を究明し、その対策を講じることです。それは、いじめの事実を認めることで初めてスタートします。

まわり子どもたちはしっかりと見ています。大人は本当に自分たちのことを守ってくれるのか、学校や大人がその体面を守ることと、人の命とどちらを大事に考えているのかを。

そこでたずねいたします。本県の学校現場や市町村の教育委員会では、いじめがあるこ

と自体を「認めたくない」「報告できない」という空気があるのではないかと考えますが、
県教委としての見解を伺います。

また、先般、文部科学省が公表した2011年度における「児童生徒の問題行動調査」に
おいては、児童1000人あたりのいじめ認知件数で、熊本県が突出して多くなっており、
本県の1.6倍であります。隣県同士であり、子どもたちの状況に大きな相違は無いのではな
いかと考えますが、この結果について、どのように考えられますか、見解をお聞かせくださ
い。

また、いじめをなくすには、学校現場において、まずは、その兆候をつかみ、早期に発見し、早期に対策を講じることが必要です。そのためには、まず、教師自身が、子どもたちとしっかり向き合う時間と精神的にも肉体的にも、それに取り組む余裕が必要です。しかしながら、学校現場は、校務分掌や事務作業に追われたり、会議や部活動の指導に追われたりなど、じっくりと子どもたちに向きあう余裕がないと思われまます。いじめをなくすための方策の一つとして、教師の働く環境、職場環境の改善が必要だと考えますが、見解を伺います。

5. 人工島と地震・津波対策について

人工島「マリンポートかごしま」については、県地域防災計画の一般災害対策編、震災対策編において避難場所として位置付けられていますが、避難指示というのは、市町村においてなされます。鹿児島市議会において、6月議会で、わが党の議員が、人工島について、「アクセスが1本しかない、耐震強化岸壁がない、背後地の港湾より岸壁が低い、台風常襲地帯、火山活動が活発」などの特徴を指摘し、このような二次災害の起こりやすい場所に避難指示などを出すのか、と森市長に質問をしました。これに対して森市長は、「避難所や地震等の避難場所には指定していない。同地域への住民の避難は考えていない。」との答弁でありました。

今回、南海トラフ地震の発生に伴い、人工島のある鹿児島市では、最大4メートルの津波が起こるとのシュミレーションも公表されています。ますます、人工島の危険性が証明されたこととなります。このような場所を災害時の避難場所として位置付けるのは、県民を危険にさらすこととなります。人工島「マリンポートかごしま」の防災拠点としての位置づけを見直すべきと考えますが、見解を伺います。

6. 住宅リフォーム助成制度について

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求める質問です。

これまで、この制度については、何度か取り上げてきましたが、個人が、外壁の塗装や内装、台所やふろ場などの水回り、段差の解消や手すりの設置など、住宅のリフォームを行う際、地元の業者に発注することなどの条件で自治体がこのリフォーム費用に一定の補助を行うという制度です。県内でも実施する自治体が増えてきました。

この4月からこの制度が実施された鹿児島市のある建築業者Kさんは、それまでは、経営が冷え込んで、3人の従業員を抱えて赤字続きだったところ、4月からの制度の実施で、これまで8件の仕事が取れて、左官、クロス屋、大工などの応援を頼みながら、床の張り替え

や段差の解消、和室から洋室への改装などの仕事をしている。今年は仕事が続いて生き延びられたと、とても明るい声で話をされました。新築の住宅建設が厳しい現状の中で、住宅リフォーム助成制度は、地域振興の救世主だと言われています。そこで、住宅リフォーム助成制度の県内自治体の実施状況と経済波及効果についてお示してください。合わせて、県の制度として昨年度から取り組んでいる佐賀県について、予算や実績件数、助成額、実際の工事額、経済波及効果をお示してください。

また、このように、県がこの制度を創設して取り組むことが、全県の業者の仕事おこしにつながり、地域の活性化に役立つと考えますがいかがですか。ぜひ本県でも、この制度を創設していただきたい。見解をお聞かせください。

6. 県道鹿児島吉田線の渋滞解消について

私は、県道鹿児島吉田線について、住民の願いを受けて、渋滞の問題を取り上げてきましたが、養護学校入口交差点、帯迫交差点に右折車線が設置され、若干渋滞が解消されています。しかしながら、抜本的な解決にはいたっていません。

本県道は、九州自動車道の吉田インターに接続し、鹿児島市の北の玄関口であること、鹿児島空港へのリムジンバスや遠距離高速バス、路線バスやスクールバスなど毎日上下200本ほどのバスの通行があること、JR日豊本線、国道10号線、九州自動車道が通行止めになった場合の迂回道であること、県が指定している第1種緊急輸送道路であることなど、主要地方道として、吉野の住民だけでなく、市民・県民の生活にとっても非常に重要な役割を果たしている道路です。

本線の渋滞の要因の一つとして、一日往復200台のバスの停車があることから、緊急対策として、バス停車スペースを確保していただきたい。要望いたします。

7. 鹿児島養護学校跡地の活用策について

鹿児島養護学校跡地の活用についてお尋ねします。県立鹿児島養護学校は、来年度4月の移転開校の計画で、建設が進められています。

吉野地域では、文化体育施設などが未整備で、住民のみなさんから要望が出されています。

鹿児島養護学校の跡地は、これらの住民の願いにこたえ、公共用地として活用していただきたい、見解を伺います。

8. 県営希望ヶ丘住宅の建て替え問題について

老朽化した県営希望ヶ丘団地の建て替え問題についておたずねします。ここは、都市計画上、低層住宅しか建てられないということで、現地で建て替えは行わないとされていることから、住民のみなさんから、県議会へ「現地での建て替えを求める陳情書」が提出されています。

多くの住民は30年以上もすんでおり、60歳以上の高齢者が大半を占めています。「長年住み慣れたまちだからこそ、住民同士の絆も深く、地域の中で助け合いながら暮らしてきた。ここを出て行ったら、とても暮らしていけない。」と涙ながらに話される方もいます。

住まいは単なる人の入れ物ではなく、社会生活を営む上での基盤であります。県は、低層住宅しか建てられない中では、少ない戸数の建設は非効率的だと説明されていると聞きますが、「住まいは人権」という立場で、効率を優先させるのではなく住民の人権を優先させるべきではありませんか。現地での建て替えを要求します。見解をお聞かせください。